

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

令和2年9月

高 知 県

目次

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）	1
人権全般	
1 人権尊重に向けた取組	1
2 人権啓発に関する主な取組	2
3 教育での取組	5
同和問題	
1 現状	7
2 課題	7
3 相談件数・対応件数	7
4 人権侵害の事例と対応	8
5 人権尊重への主な取組	8
女性	
1 現状	10
2 課題	10
3 相談件数・対応件数	10
4 人権侵害の事例と対応	11
5 人権尊重への主な取組	12
子ども	
1 現状	14
2 課題	14
3 相談件数・対応件数	14
4 人権侵害の事例と対応	16
5 人権尊重への主な取組	17
高齢者	
1 現状	19
2 課題	19
3 相談件数・対応件数	19
4 人権侵害の事例と対応	20
5 人権尊重への主な取組	20
障害者	
1 現状	23
2 課題	23
3 相談件数・対応件数	23

4	人権侵害の事例と対応	25
5	人権尊重への主な取組	25
	高齢者・障害者（共通）	
1	現状	27
2	課題	27
3	相談件数・対応件数	27
4	人権侵害の事例と対応	27
5	人権尊重への主な取組	27
	H I V感染者等	
I	エイズ患者・H I V感染者等	
1	現状	30
2	課題	30
3	相談件数・対応件数	30
4	人権侵害の事例と対応	31
5	人権尊重への主な取組	31
II	ハンセン病元患者等	
1	現状	31
2	課題	32
3	相談件数・対応件数	32
4	人権侵害の事例と対応	32
5	人権尊重への主な取組	32
	外国人	
1	現状	34
2	課題	34
3	相談件数・対応件数	34
4	人権侵害の事例と対応	35
5	人権尊重への主な取組	35
	犯罪被害者等	
1	現状	37
2	課題	37
3	相談件数・対応件数	38
4	人権侵害の事例と対応	38
5	人権尊重への主な取組	38
	インターネットによる人権侵害	
1	現状	41
2	課題	41

3 相談件数・対応件数.....	41
4 人権侵害の事例と対応.....	42
5 人権尊重への主な取組.....	42
災害と人権	
1 現状.....	44
2 課題.....	44
3 相談件数・対応件数.....	44
4 人権侵害の事例と対応.....	44
5 人権尊重への主な取組.....	45
性的指向・性自認	
1 現状.....	48
2 課題.....	48
3 相談件数・対応件数.....	48
4 人権侵害の事例と対応.....	48
5 人権尊重への主な取組.....	48
その他人権課題	
I 刑を終えて出所した人	
1 現状.....	50
2 課題.....	50
3 相談件数・対応件数.....	50
4 人権侵害の事例と対応.....	50
5 人権尊重への主な取組.....	51
II ハラスメント問題など	
1 現状.....	52
2 課題.....	52
3 相談件数・対応件数.....	52
4 人権侵害の事例と対応.....	53
5 人権尊重への主な取組.....	53
参考：人権に関する相談窓口など.....	54

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

私たちの社会には、児童虐待やいじめ、様々なハラスメント、インターネット上での誹謗中傷や悪質な書き込みなどの人権問題が存在しています。

また、最近では新型コロナウイルス感染症に関する、感染者や医療関係者、またその家族等に対する誹謗、中傷、差別等もみられています。

こうした人権問題を解決するためには、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていける十分な環境を整えることが必要です。

このため、県民の方々に身近に存在している人権問題に気付いていただくことを目的に、高知県内の人権に関する実態をとりまとめ、公表しています。

人権全般

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた「高知県人権施策基本方針」を平成12年3月に策定しました。この基本方針は社会状況の変化に伴う人権課題に対応していくため、平成26年3月に第1次改定を、平成31年3月には第2次改定を行いました。

第2次改定では、県民に身近な個別の人権課題に「性的指向・性自認」を加えるなどの見直しを行い、人権施策の取組を更に進めることとしています。

なお、基本方針の改定は5年ごとに行うこととしています。

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

高知県人権施策基本方針に掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、その他の人権課題について、課題や相談・対応

件数、人権尊重への取組などを毎年とりまとめ、高知県人権課のホームページで公表しています。

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることなどを目的として、平成14年度、平成24年度、平成29年度に人権全般にわたる「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

この調査は、5年ごとに実施していくこととしています。平成29年度の調査は、18歳以上の県民3,000人を対象に実施し、その結果を人権課ホームページで公表しています。

2 人権啓発に関する主な取組

人権啓発イベント「じんけんふれあいフェスタ」の開催

開催日：令和元年12月8日（日）

会場：高知市中央公園

開催内容：人権作文コンテスト表彰式、障害者週間の集い（聴導犬デモンストラーション、介助犬ふれあいコーナー、ウィルチェアラグビー体験コーナー）、子どもじんけんミュージカル、フラダンスショー、佐野有美（さの あみ）トーク&ライブ、じんけんクイズ、スタンプクイズラリー、子ども食堂、子ども広場、アンパンマンショー、啓発冊子の配布、シールアンケートなど



人権啓発スポット事業

TOHO シネマズ高知でスポットコマーシャルを上映

内容：人権全般（「人権週間」及び「じんけんふれあいフェスタ」の周知）

上映期間：令和元年11月8日～12月5日 延べ1,310回

人権啓発研修企業リーダー養成講座の実施

ヒューマンパワー育成講座 2講座 延べ170社、181人

ハートフルセミナー 4講座 延べ514人

季刊誌「こころんだより」の発行 年4回：各8,000部



講師派遣事業

自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に人権啓発センター所属講師を派遣

研修回数：220回 受講者数：12,553人（うち人権全般51回、3,063人）

人権ふれあい支援事業

民間団体が自主的に企画立案し、県民の人権意識の向上を目的として実施する事業への助成

支援団体数：10団体 支援額（合計）：1,155千円

人権啓発電車・バス・列車運行事業

- ポスタージャック（とさでん交通電車 1両）

掲出期間：

- 令和元年6月20日～7月20日、
- 令和元年10月10日～12月10日

- バス車内広告（とさでん交通バス 30台）

- ①掲出期間：令和元年6月20日～7月20日
- ②掲出期間：令和元年11月8日～12月8日
- ・鉄道の車内額面広告
 - J R 四国 10 両
 - 掲出期間：令和元年7月1日～令和元年10月31日
 - 土佐くろしお鉄道 6 両
 - 掲出期間：令和元年6月8日～令和2年3月6日
- ・土佐くろしお鉄道の駅舎内への掲示
 - ①掲出期間：令和元年6月28日～7月11日 7 駅
 - ②掲出期間：令和元年11月11日～12月8日 5 駅
- ・高知駅コンコース広告（J・ADビジョン（電子看板））
 - ①掲出期間：令和元年7月1日～7月14日
 - ②掲出期間：令和元年11月25日～12月8日

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

・冠協賛試合（高知ファイティングドッグス v s 愛媛マンダリンパイレーツ）

開催日：令和元年9月6日（金）

内 容：グラウンドで人権イメージキャラクターと一緒に人権啓発横断幕を掲げPR、場内アナウンスによる人権啓発、人権啓発物品の配布等

来場者：382人



・人権サッカー教室

開催日：令和2年2月15日（土）・16日（日）（2回開催）

内 容：サッカー教室、高知ユナイテッドSC選手による人権スピーチ、人権〇×クイズ

参加者：80人



・人権野球教室

開催日：令和元年11月3日（日）、令和2年2月1日（土）（2回開催）

参加者：150人

内容：野球教室、高知ファイティングドッグス選手による人権スピーチ、
人権〇×クイズ



「高知県の人権に関する実態」の公表

令和元年8月

3 教育での取組

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識を深めるとともに、人権感覚を高めていける環境を整えることが必要です。

そのために、平成28年3月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

人権教育主任連絡協議会

5回 参加者 302人

人権が尊重された学校づくり支援事業

研修会2回 対象者5人

フォローアップ研修会1回 対象者6人

人権作文コンテスト募集事業

応募学校数 144 校

取組総数 7,854 編

※ 法務局、人権啓発センター、県教育委員会との共催で行い、広報活動や啓発活動にも役立てています。



人権作文コンテスト表彰式

人権教育研究推進事業

人権教育研究指定校事業：高知県立高知東高等学校、土佐市立戸波中学校、黒潮町立南郷小学校

高知県教育委員会人権教育担当指導主事等による、学校・PTA等への人権教育研修への支援

70 回

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・ 夢・志を育む学級運営のための実践研究事業
推進校：5 小学校
- ・ 未来にかがやく子ども育成型学校連携事業
推進校：2 中学校
- ・ 魅力ある学校づくり調査研究事業
推進地域：1 市（拠点校区 1 中学校区）
- ・ 学校活性化・安定化実践研究事業
推進校：4 中学校

スクールカウンセラー等活用事業

すべての公立小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

35 市町村・学校組合、県立学校 24 校に配置

同和問題

1 現状

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、経済的・社会的・文化的な不利益を受けてきた問題です。

また、インターネットの掲示板などへの差別の助長につながる書き込みや、「部落地名総鑑」復刻版の内容がインターネット上で公開されるといった事案も発生しています。

こうしたことから「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

2 課題

同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

3 相談件数・対応件数

令和元年度に県人権課が受け付けた同和問題に関する差別事象については落書きが 1、ネットが 2 件でした。また、同和問題に関しての相談は 4 件ありました。

同和問題に関する差別事象の受付件数

単位：件

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
発言	7	4	4	1	
落書					1
書簡	1		1		
表記					
ネット	1				2
合計	9	4	5	1	3

※書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板

インターネット上の差別的な書き込みへの対応

県人権課ではインターネット上での同和問題に関する差別を助長する書き込みについては、サイト管理者に対して削除を依頼しており、令和元年度は計 52 件の書込について削除を依頼しました。

4 人権侵害の事例と対応

差別事象事例（令和元年度中に県人権課に連絡があったもの）

落書き：ある公共施設の近隣の学校から、「公共施設内の喫煙所の壁に黒色油性マジックで差別的な落書きを発見した」と人権課に電話があった。

対応：人権課職員、発見者及び施設の管理者で現場を確認。施設管理者より警察に被害届を提出。行為者は不明。

5 人権尊重への主な取組

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第 46 回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業

- ・ 強調旬間啓発事業

講 演：「同和問題の今、そしてこれから～
35 年間の取材を通して考えること～」

講 師：^{ば ば}馬場 ^{しゅういちろう}周一郎 氏

（ジャーナリスト、元西日本新聞記者）

開催日：令和元年 7 月 11 日（木）

場 所：高知会館

参加者：210 人

- ・ 新聞広告、ポスターの掲示、電車内広告等



人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「ネット時代の部落差別」

一般社団法人山口県人権啓発センター

事務局長 ^{かわぐち}川口 ^{やすし}泰司 氏

掲載日：令和元年 7 月 24 日（水）

講師派遣事業

- ・ 「同和問題」をテーマとした研修：37回
受講者数：1,459人

女性

1 現状

女性に対する人権侵害の中でも、夫（元夫含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）は、女性の人権を著しく侵害するものの一つで、なくすべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな理由が絡み合っていますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。

県では、平成15年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、依然多くのDVに関する相談が女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられています。

2 課題

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等のさまざまな要因により長年解決されず、今日に至っています。

3 相談件数・対応件数

女性相談支援センターやこうち男女共同参画センターに寄せられる相談及び一時保護においてDV関係が最も高い割合となっています。

（1）女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごと等の相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
女性相談支援センター	相談件数	1,209	1,189	1,123	1,181	1,213
	うちDV関係	411	419	404	445	547
	割合	34.0%	35.2%	36.0%	37.7%	45.1%
こうち男女共同 参画センター 「ソーレ」	相談件数	2,351	1,763	1,733	2,225	2,112
	うちDV関係	70	50	106	101	136
	割合	3.0%	2.8%	6.1%	4.5%	6.4%
合 計	相談件数	3,560	2,952	2,856	3,406	3,325
	うちDV関係	481	469	510	546	683
	割合	13.5%	15.9%	17.9%	16.0%	20.5%

※国への実績報告のため、女性相談支援センターは実人数でカウントしている

※ソーレは実際に対応した件数が分かるよう、延べ件数でカウントしている

(2) DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
県の一時保護所	保護人数	73	81	93	86	99
	うちDV関係	61	56	74	72	92
	割合	82.2%	69.1%	79.6%	83.7%	92.9%
県の自立支援施設	入所人数	3	9	7	5	0
	うちDV関係	0	5	3	2	0
	割合	0.0%	55.6%	42.9%	40.0%	0%

※ 人数には要保護女性の同伴児者を含む

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・酒を飲むと、何でもないときに殴る蹴るの暴力を振るわれる。

- ・夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したり、引きずりまわされたりする。
- ・夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- ・内縁の夫から、仕事やPTAの関係で男性と話をしたり飲み会に行ったというだけで、仕事やPTAを辞めろと命令される。

対応

- ・電話や来所での相談を受け、相談者の立場に立って一緒に問題の解決に取り組んだ。
- ・問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報を提供し、適切な助言を行った。
- ・DV被害者等、危険性のあるケースでは「保護命令」について説明し、保護命令申立に当たっては手続きの支援を行った。
- ・安全な場所への避難を勧め、一時保護の必要なケースは保護を行った。

5 人権尊重への主な取組

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発講演会

・男女共同参画推進月間講演会（ソーレ主催）

テーマ：「アイスランド

男女平等への社会と道のり」

講師：エーリン・フリーゲンリング氏

駐日アイスランド大使

開催日：令和元年6月22日（土）

場所：こうち男女共同参画センター

参加者：227人



男女共同参画推進月間講演会

・DV防止啓発講演会（ソーレ、高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性保護対策協議会の共催）

テーマ：「暴力による『心の支配』～

DVがもたらす子どもへの

影響～」

講師：千田 有紀氏

武蔵大学社会学部教授
開催日：令和元年11月16日（土）
場 所：こうち男女共同参画センター
参加者：101人



DV防止啓発講演会

市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ソーレサポーター講師派遣 65件（76回）
- ・ソーレ職員派遣 6件（6回）
- ・県内・県外講師派遣 6件（6回）

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「女性の人権みんなのため」

高知大学 准教授 ^{もりた} 森田 ^{みさ} 美佐 氏

掲載日：令和元年6月19日（水）

講師派遣事業

「女性の人権」をテーマとした研修：3回

受講者数：316人

その他 広く県民を対象とした啓発

- ・女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業（3団体）
- ・ソーレ情報誌（4回）、ソーレメルマガ（12回）、啓発パネル貸出（11件）、啓発紙「DVドメスティック・バイオレンス」一部改訂
- ・県内7クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動（啓発物の作成・配布、啓発のぼり旗の県への寄贈等）
- ・県広報媒体（広報紙・ラジオ等）を活用した広報の実施
- ・公共交通機関（路線バス）車内及びバス待合所へのポスター掲示（バス40台及び待合所2か所、2週間）

（2）DV被害者支援関係団体との連携強化

- ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催
- ・全5ブロックでのDV関係機関連絡会議の開催

子ども

1 現状

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、本県においても、子どもの健やかな成長発達を支援する体制づくりや、子どもの権利擁護の取組等を進めています。

2 課題

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

3 相談件数・対応件数

(1) 児童虐待相談件数の概要

令和元年度の児童虐待受付件数は、平成 30 年度の 595 件から 697 件に、また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数についても 420 件から 458 件と増加しています。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
受付件数	515	417	453	595	697
対応件数	379	291	326	420	458
全国の対応件数	103,286	122,575	133,778	159,838	未公表

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

対応件数 458 件の虐待種別については、「心理的虐待」が 241 件（52.6%）で最も多く、次いで「保護者の怠慢等（ネグレクト）」が 125 件（27.3%）、「身体的虐待」が 87 件（19.0%）でした。

また、主たる虐待者は、「両親」が 176 件（38.4%）で最も多く、次いで「実母」が 125 件（27.3%）、「実父」が 103 件（22.5%）でした。

令和元年度 対応件数の内訳

項目		件数	割合	項目		件数	割合
相談経路	学校等	45	9.8%	虐待種別	身体的虐待	87	19.0%
	市町村機関	55	12.0%		保護の怠慢等	125	27.3%
	家族・親戚	14	3.1%		心理的虐待	241	52.6%
	警察等	212	46.3%		性的虐待	5	1.1%
	その他	132	28.8%				
主たる虐待者	実母	125	27.3%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	92	20.1%
	実母以外の母親	2	0.4%		3歳～学齢前	103	22.5%
	実父	103	22.5%		小学生	155	33.8%
	実父以外の父親	17	3.7%		中学生	71	15.5%
	両親	176	38.4%		高校生・その他	37	8.1%
	その他	35	7.7%				

(2) 県内の国公立学校におけるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査〈文部科学省〉）

県内の国公立学校における平成30年度のいじめの認知件数は3,426件で、平成29年度と比べて1,255件増加しました。

県内の国公立学校におけるいじめの認知件数

単位：件

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	776	752	1,314	2,328	2,645
中学校	434	363	502	717	781
高等学校	154	275	315	346	376
特別支援学校	4	3	40	35	53
計	1,368	1,393	2,171	3,426	3,855

4 人権侵害の事例と対応

児童虐待とは

本来、子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者等が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親（保護者）が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。保護者の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

a 身体的虐待

保護者が子どもに、殴る、蹴る、熱湯をかける、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、異物を飲み込ませるなどの暴行をすることを指します。子どもは、打撲や骨折、外傷、火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

b ネグレクト（保護の怠慢等）

保護者が子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、学校に行かせない、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する行為なども入ります。安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至るケースもあります。病気になるのに病院に連れていかない医療ネグレクトも存在します。

c 心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだいを差別する、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃するなどを指します。

d 性的虐待

子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆^{きょうさ}、子どもに性器や性交を見せるなどがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。暴力や脅しで口止めされているケースも少なくありません。また、被害を受ける年齢が低いと子どもは性被害を受けていることを理解できないこともあります。

いじめの状況

高知県公立学校における令和元年度のいじめの認知件数は3,794件で、平成30年度と比べて418件増加しました。

いじめの認知件数の増加については、各学校において、アンケートや面接など複数の方法を用いて、積極的にいじめを認知する取組が進んだ結果、

冷やかしやからかいなど、いじめの加害行為が重篤化する前にいじめを発見することができるようになった結果であると考えます。

令和元年度のいじめの状況は、「解消に向けて取組中」の割合が 24.1% となっています。いじめの加害行為が止んだ後も学校等が継続して児童生徒を支援するなど、組織的な支援体制の整備が進んでいます。

いじめ問題については、学校のみならず、家庭や地域とが正しい理解のもと、互いに協力して取り組んでいく必要があります。このようないじめ防止に向けた県民総ぐるみの取組を推進するため、県教育委員会では「『高知家』いじめ予防等プログラム」（令和 2 年 3 月）を作成し、教職員の校内研修や、地域での研修会等で活用が進められています。

5 人権尊重への主な取組

児童虐待防止に向けて、児童相談所や市町村の児童家庭相談体制を強化するための取組や意識の醸成を図るための啓発などを行うとともに、平成 28 年 3 月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・児童相談所機能強化アドバイザーの招へい 20 回
- ・児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱 2 名 など

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・市町村職員研修
基礎研修 3 回、中堅研修 3 回、管理職研修 2 回、新任係長研修 1 回、フォローアップ研修 1 回、調整機関課長・係長会 3 回、児童相談所での実務研修（2 週間）4 名、定例支援会議の見学 3 回
- ・子どもの虐待防止推進セミナー 1 回

児童虐待予防等の取組

- ・虐待防止の意識醸成等を図るための官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11 月）

講演会 : 令和元年 9 月 7 日（土） 参加者：184 人

ウォーク : 令和元年 10 月 27 日（日） 参加者：140 人

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 推進校 5 小学校
- ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 推進校 2 中学校
- ・魅力ある学校づくり調査研究事業 推進地域 1 市（拠点校区 1 中学校区）
- ・学校活性化・安定化実践研究事業 推進校：4 中学校

スクールカウンセラー等活用事業

- ・すべての小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

- ・35 市町村・学校組合、県立学校 24 校に配置

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「こどもは人権の主体」

弁護士 ^{たかの}高野 ^{あき}亜紀 氏

掲載日：令和元年 8 月 25 日（日）

講師派遣事業

- ・「子ども」をテーマとした研修：11 回
受講者数：306 人

人権啓発研修ハートフルセミナー

映画「いろとりどりの親子」上映会

開催日：令和 2 年 2 月 9 日（日）

参加者：131 人

高齢者

1 現状

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が進行しています。令和2年4月1日現在の人口推計における本県の65歳以上の高齢人口は、約245千人で、県人口の35.5%を占め、県民の2.8人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、平成30年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の権利擁護に向けた取組等を推進しています。

2 課題

高齢者は、「お金」「健康」「孤独」の3つの不安を抱えていると言われていいます。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおったり、親切に接して信用させたりして、年金や貯蓄などの大切な財産を奪おうと狙っています。特に認知症の高齢者は次々に悪質業者から狙われやすく、被害額も高額になる傾向があるため、一人暮らしの単身高齢者等が被害に遭わないよう見守り体制を充実する必要があります。

また、高齢者に対する養介護施設従事者や養介護者による虐待件数は全国的に多くなっており、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

3 相談件数・対応件数

(1) 高齢者に関する相談件数

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数は、令和元年度は1,138件あり、そのうち、人権に関する相談は6件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総数	972	1,031	769	519	674	1,138
うち人権相談	13	9	6	7	2	6

(2) 消費生活相談件数

令和元年度に県立消費生活センターに寄せられた相談は2,360件でした。
そのうち60歳以上から寄せられた相談は1,000件で、全体の42.4%を占めています。

消費生活相談件数

	20歳未満	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上	団体・不明	合計
件数(件)	59	165	166	302	353	398	602	315	2,360
構成比(%)	2.5	7.0	7.0	12.8	15.0	16.9	25.5	13.3	

4 人権侵害の事例と対応

事例

①父と二人で暮らしている認知症の母が、父の留守中に「痛み止めの効果がある。半額で買える」との勧誘電話を受けて、断り切れずにサプリメントを注文した。商品は郵便で届いたままの状態に置いてある。受け取り拒否して返却できるか。キャンセルできないか。

②弟が、父に対して身体的・心理的虐待を加えている。

対応

①商品を開封して内容物を確認することを指示し、クーリングオフ通知の発信方法を説明して、今後勧誘を断るとの文言を添えてハガキを出すよう助言した。

②相談者、相談内容に応じ、助言を行うとともに、地域包括支援センター等関係機関につないだ。

5 人権尊重への主な取組

(1) 権利擁護等

養介護施設従事者等向け権利擁護研修として、それぞれの立場で組織としてどのように高齢者虐待防止に取り組むべきかを学ぶため、「施設長・管理職」、「リーダー」、「中堅職員」と対象を分けて研修会を開催しました。

また、市町村、地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修も実施しました。

市町村・地域包括支援センター職員等研修会

テーマ：養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応について

開催日：令和元年 7 月 18 日（木）

参加者：66 人

高齢者虐待防止中堅職員研修会

テーマ：高齢者虐待の予防

開催日：令和元年 10 月 9 日（水）、令和元年 10 月 10 日（木）*施設種別

参加者：138 人

虐待防止・権利擁護推進リーダー研修会

テーマ：リーダーシップ～お互いを大切にするチーム作り～

開催日：令和元年 12 月 2 日（月）、令和 2 年 1 月 8 日（水）*2 回シリーズ

参加者：131 人

施設長・管理者向け高齢者虐待防止・権利擁護研修

テーマ：一人ひとりの権利が護られる組織づくり

開催日：令和元年 9 月 24 日（火）、令和元年 10 月 21 日（水）*2 回開催

参加者：203 人

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「高齢者を守る社会づくりを」

高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課長 はざま あきら 間 章 氏
掲載日：令和元年 12 月 24 日（火）

講師派遣事業

・「高齢者の人権」をテーマとした研修：14 回

受講者数：627 人

（2）消費者トラブルの防止

多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう、最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、消費生活出前講座を開催しました。また、ラジオ、情報誌等による情報提供を行いました。

消費生活出前講座

高齢者・高齢者周辺者消費生活出前講座 16 回開催 参加者：767 人

集落活動センター出前講座 2 回開催 参加者：122 人

情報提供

- ・ラジオ広報「高知県からのお知らせ」 30回
- ・情報誌「暮らしネット Kochi」 4回
- ・地域見守り情報 23回
- ・悪質商法撃退カレンダー 5,000部
(地域包括支援センターを通じて高齢者へ配布)

障害者

1 現状

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（平成16年、平成25年新計画）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、障害のある人やその家族にとっての、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによる社会的障壁は、完全になくなっていない状況です。

2 課題

障害者差別解消法（平成28年4月施行）の施行後も、身体障害者補助犬の受け入れ拒否や車いす利用者に対する合理的配慮の提供ができていない事例などが発生しています。

法の趣旨や適切な対応方法などの周知や啓発に取り組むとともに、障害者の権利擁護として幅広く対応していく必要があります。

3 相談件数・対応件数

（1）障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	28年度	29年度	30年度
不当な差別的取扱い	1	4	2
合理的配慮の不提供	2	15	4
環境の整備	1	0	1
総数	4	19	7

※令和元年度の件数については12月頃公表予定

※県・市町村集計

(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

高知県高齢者・障害者権利擁護センターは、障害のある人や家族等が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員が、電話や面接により相談に応じています（相談料は無料・委託先：(社福) 高知県社会福祉協議会）。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

8:30～17:15

また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理や市町村等からの要請に基づき、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム（高知県弁護士会、高知県社会福祉士会が設置）の派遣調整等も行っています。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数

単位：件

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総数	2,843	701	45	60	45
うち人権・法律相談	30	39	16	13	7

※平成28年度までは障害者110番への相談件数

※平成27年度までは延べ件数で、平成28年度からは、実件数でカウントしている。

(3) 障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

障害者への虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。

また、虐待している人に虐待している認識がない場合や、虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

平成30年度 障害者虐待の対応状況等

単位：件

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待（高知労働局からの情報提供によるもの）	合計
相談・通報・届け出	21	24	18	63
虐待の事実が認められた件数	8	8		16

※令和元年度のデータは12月頃公表予定

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・ 障害者の貯金等の金銭管理に関するトラブル
- ・ 就労している障害者に対する上司のパワハラなど

対応

- ・ 相談内容によって、助言や適切な相談窓口を紹介
- ・ 虐待が疑われるものについては、対応窓口（市町村または労働局）へ通報
- ・ 障害福祉施設従事者等による虐待については、虐待の事実が認められたもののうち、必要性に応じて県としての権限を行使

5 人権尊重への主な取組

障害者虐待防止、権利擁護研修

- ・ 行政職員対象研修：令和元年12月20日（金） 受講者22人
- ・ 施設従事者対象
施設長・管理者：令和元年9月24日（火）、10月21日（月） 受講者54人
リーダー：令和元年12月2日（月）、令和2年1月8日（水） 受講者延べ53人
中堅職員：令和元年8月27日（火） 受講者96人

障害者週間の集い

開催日：令和元年12月8日（日）
「じんけんふれあいフェスタ」
と一緒に開催
来場者：約10,000人



「障害者週間の集い」ポスター

障害者作品展の開催

開催日：令和元年11月16日（土）・17日（日）
出品団体：27団体
販売出品：5,579点
作品展示：118点
パネル展示：12点

障害者美術展（スピリットアート）

開催日：令和2年1月23日（木）～2月2日（日）

入場者：3,389人

	絵画	工芸	写真	書道	立体作品等	計
応募作品数	444	190	48	301	122	1,105
展示作品数	85	56	10	60	33	244

自閉症啓発デー

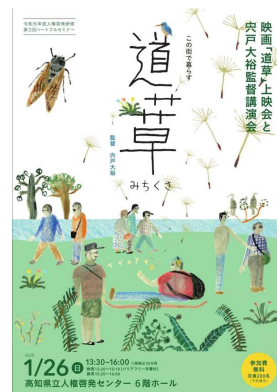
映画上映：「僕と世界の方程式」
 共催者：高知県自閉症協会
 上映日：平成31年4月14日（日）
 参加者：103人



「僕と世界の方程式」上映会チラシ

人権啓発研修ハートフルセミナー

映画：「道草」上映会と講演会
 講師：^{ししど} 矢戸 ^{だいすけ} 大裕氏（「道草」映画監督）
 開催日：令和2年1月26日（日）
 参加者：128人



「道草」上映会チラシ

講師派遣事業

- ・「障害者の人権」をテーマとした研修：21回
 受講者数：1,347人

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- ・ポッチャ体験教室（高知県ポッチャ協会と連携）

開催日：令和元年10月10日（木）、
 令和2年1月21日（火）
 （2回開催）
 参加者：延べ約206人



ポッチャ体験をする子どもたち

高齢者・障害者（共通）

1 現状

地域において生活している高齢者や障害者の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないという方がいます。

2 課題

判断が十分にできない方の中には、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で不必要なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入れをさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいることから、何らかの対応が必要です。

3 相談件数・対応件数

認知症や障害等のため判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるように高知県社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の対応件数等は、下記5のとおりです。

4 人権侵害の事例と対応

- ・ 不必要な高額商品を買わされるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 家族に金銭管理を頼んでいたが、実際は使い込まれており、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。

5 人権尊重への主な取組

- (1) 認知症や障害等のため判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるように、高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」（高知県社会福祉協議会が市町村社協へ委託し、本人、県社協及び市町村社協で三者契約を締結）を実施しました。

※日常生活自立支援事業は、高齢や障害などの事情によって地域で生活する判断能力が不十分な方の生活支援のための事業。市町村社協の専門員と生活支援員が連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、併せて福祉サービス利

用料や日常的な金銭の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業。(社会福祉法第2条第3項第12号)

日常生活自立支援事業 利用者数

(利用者数)

単位：人

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
認知症高齢者	226	228	232	238	241
知的障害者	237	214	222	225	223
精神障害者	126	127	139	146	156
その他	31	43	50	56	64
合 計	620	612	643	665	684

日常生活自立支援事業 契約締結数

(新規契約締結数)

単位：人

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
認知症高齢者	43	53	69	61	71
知的障害者	14	24	27	18	18
精神障害者	21	23	29	22	34
その他	14	9	15	12	14
合 計	92	109	140	113	137

(2) 個別支援のための関係機関との連携体制構築を支援する専門員を県社協に配置しました。

専門員研修

<初任者研修>

内 容：事業理解、基本的事務処理、事例報告、情報交換

開催日：平成31年4月18日(木)

講 師：高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課

香南市社会福祉協議会 ^{おがわ} ^{きみか} 小川 公司 氏

参加者：13人

<現任研修>

内 容：判断能力が不十分な人の生活を支援するための視点

高次脳機能障害の基本理解～原因・種類・対応方法など～
精神障害の基本理解（統合失調症、気分障害、パーソナリティ障
害、依存症等）
医療機関との連携ポイント

開催日：令和2年2月27日（木）

講師：高知県立精神保健福祉センター 所長 ^{やまさき}山崎 ^{まさお}正雄 氏
南国中央病院 副院長 ^{みやもと}宮本 ^{ひろし}寛 氏
南国病院地域連携医療相談室 精神保健福祉士 ^{やまもと}山本 ^{まり}真理 氏
参加者：42人

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

そのため、国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行い、社会のエイズに対する理解は一定進んできました。

2 課題

様々な情報の提供や取組を行っていますが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。

3 相談件数・対応件数

(1) 相談件数・対応件数

県内5つの福祉保健所及び高知市保健所では、H I Vに関する相談を受付けており、令和元年度は109件でした。

相談件数（各保健所）

単位：件

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
H I V相談件数	78	56	48	97	109

(2) 主な相談内容

- ・感染経路について
- ・感染の予防について
- ・感染者はどのような人が多いか

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度は、把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

高知県感染症対策協議会エイズ・性感染症対策本部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました。

「HIV 検査普及週間（令和元年 6 月 1 日～7 日）」

HIV 時間外検査・相談の実施：2 件（うち相談 2 件）

「世界エイズデー（令和元年 12 月 1 日）」に合わせた啓発活動

キャンペーン、イベント：1 箇所 HIV 検査・相談：12 件（うち相談 3 件）

「結核予防週間（令和元年 9 月 24 日～30 日）」に合わせた啓発活動

街頭啓発・各種集会（パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発活動

内 容：パネル展示、啓発資材の配布

開催日：令和元年 12 月 8 日（日）

場 所：高知市中央公園

II ハンセン病元患者等

1 現状

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成 13 年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

2 課題

現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

3 相談件数・対応件数

令和元年度に相談はありませんでした。

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身につける教育啓発を実施しました。

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

国立療養所長島愛生園（岡山県）：令和元年 11 月 7 日（木）

参加人数：22 人（県担当課同行者 1 人を含む）

国立療養所大島青松園（香川県）：令和元年 8 月 7 日（水）

参加人数：16 人（県担当課同行者 2 人を含む）

「じんけんふれあいフェスタ」で啓発冊子を配布

実施日：令和元年 12 月 8 日（日）

場 所：高知市中央公園

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会：「私たちはなぜ生まれてきたのか？小説『あん』でハンセン病快復者の人生を描いた意味」

講師：ドリアン^{すけがわ}助川 氏（作家・詩の道化師）

開催日：令和元年 7 月 21 日（日）

参加者：139 人

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「真に“人間回復”すべきは…」

三重テレビ放送 報道制作局長 ^{おがわ}小川 ^{ひでゆき}秀幸 氏

掲載日：令和元年9月29日（日）

講師派遣事業

- ・「HIV感染者・ハンセン病」をテーマとした研修：4回
受講者数：551人

外国人

1 現状

令和元年6月30日現在、県内の在留外国人数は、4,746人となっています。国籍・地域別では中国が1,133人と最も多く、ベトナム996人、フィリピン746人、韓国505人と続いています。令和元年は前年（平成30年6月末時点4,371人）に比べ375人、8.6%の増加となっています。

※出典：法務省 在留外国人統計

2 課題

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重する多文化共生社会を実現するうえで、継続して異文化理解推進に取り組むことが必要となっています。

3 相談件数・対応件数

相談件数

人権・生活相談件数については、平成30年度に比べると31件から200件と大幅に増加しています。令和元年5月31日より、新たに県内在住の外国人からの相談窓口として「高知県外国人生活相談センター」が開設されたことがその要因です。

主な相談内容としては、雇用・労働に関するものが62件、入管手続きに関するものが39件、身分関係（結婚・離婚・DV等）に関するものが12件、社会保険・医療に関するものが11件となっています。

相談内容別内訳（高知県外国人生活相談センター）

	入管 手続	雇用・ 労働	社会保 険・医 療	年金・ 税金	出産・ 子育て	子供の 教育	防災・ 災害	住宅	身分関 係（ 結婚・ 離婚・ DV 等）	その他	合計
件数 (件)	39	62	11	9	2	5	0	2	12	58	200
構成比 (%)	19.5	31.0	5.5	4.5	1.0	2.5	0.0	1.0	6.0	29.0	100%

（令和元年6月1日～令和2年3月31日まで）

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・異文化理解講座 4 回
参加者合計：188 人
- ・異文化理解出前講座 12 回
参加者合計：768 人
- ・親子で学ぶ国際理解講座 2 回
参加者合計：55 人



異文化理解講座（韓国）

- ・生活相談窓口の設置
設置場所：高知県外国人生活相談センター
高知市本町4-1-37丸ノ内ビル1F
(令和元年5月31日開所)
TEL (088)821-6440
- ・外国語人権相談ダイヤル（法務省）
TEL 0570-090911（平日9:00～17:00）
対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、
インドネシア語、タイ語
- ・外国人のための人権相談所
アイパル香川（香川国際交流会館）
香川県高松市番町1-11-63 TEL (087) 837-5908
愛媛県国際交流センター
愛媛県松山市道後一万1-1 TEL (089) 917-5678

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取り組み

- ・日本語講座初中級Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、漢字読み書きクラス 参加：68人
- ・昼間の日本語講座 参加：14人
- ・日本語ボランティア講師養成講座 参加：115人
(日本語ボランティア研修を含む)

人権啓発テレビの制作・放送

番組名：「心呼吸しよう」 高知さんさんテレビ

テーマ：「外国人の人権」

放送日：令和元年 11 月 17 日（日）（再放送：令和元年 12 月 14 日（土））

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「外国人とやさしい日本語で」

南国市国際交流協会 事務局長 東條 美紀 氏

掲載日：令和元年 11 月 30 日（土）

講師派遣事業

・「外国人」をテーマとした研修：2 回

受講者数：87 人

犯罪被害者等

1 現状

これまで県では、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪の被害に遭われた方々やそのご家族に対して、関係機関と連携しながら相談対応や必要な支援に取り組んできました。

しかしながら、犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）に苦しめられ、被害の早期の回復や軽減につながらない事例も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し、犯罪被害者等を支えることで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目指す「高知県犯罪被害者等支援条例」を、令和2年4月1日から施行しました。条例では、犯罪被害者等の支援に関する県や県民、事業者、市町村、民間支援団体の責務を明らかにし、県が講じる支援に関する基本的施策を定めています。また、犯罪被害者の方々に対する支援を総合的・計画的に推進するために犯罪被害者等の支援に関する指針を策定することとしています。

条例の施行に伴い、4月から県民生活・男女共同参画課内に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置するとともに、高知県警察本部に設置されている「被害者支援室」や「犯罪被害者ホットライン」による相談対応も行っています。

また、ボランティアを核とした民間の支援団体である認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターでも相談対応や講演・広報啓発活動などを行っています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族、遺族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活を取り戻せるよう支援していくことが必要となっています。

2 課題

多くの犯罪被害者とその家族は、直接的な被害に加え、被害後に生じる2次被害からの回復のため、長期にわたる適切な支援が必要ですが、犯罪被害者等

は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁済に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解による無理解があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる切れ目のない支援体制づくりに向けた取組が必要です。

3 相談件数・対応件数

令和元年度のこうち被害者支援センターの相談及び支援件数は平成30年度よりも220件増加し937件でした。

相談及び支援件数（認定NPO法人こうち被害者支援センター）

単位：件

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
電話・面談相談件数	360	411	469	511	614
直接支援件数	133	264	251	206	323
合計	493	675	720	717	937

※ 直接支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

4 人権侵害の事例と対応（令和元年度）

事例

- ・交通事故に遭い負傷し、会社は通院治療のための休暇に理解があったが、同僚からの理解は得られず、心ない言葉によって体調不良をおこした。
- ・家族の無理解によって、家庭内不和になった。

対応

- ・こうち被害者支援センターや県警の「犯罪被害者ホットライン」等の相談窓口の紹介

5 人権尊重への主な取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

(1) 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体等での啓発実施

高知県犯罪被害者等支援条例の
ポスター掲示

(市町村、関係機関等 253 枚)

ラジオ広報：年 3 回

「安全安心まちづくりひろば」

における啓発活動の支援

(令和元年 10 月 19 日 (土))

イオンモール高知)



関係機関が実施する啓発への支援

「犯罪被害者週間」における街頭啓発パレード（認定特定非営利活動法人
こうち被害者支援センター主催）への参加

(令和元年 11 月 26 日 (火) 帯屋町アーケード)

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を小学校 1 校、中学校 5 校、高校 9 校で開催しました。参加した生徒からは、「事件を起こさないためにも日々の生活、態度に気を付け、思いやりのある人になりたいと思った」「自分の命も周りの人の命も大切にしていきたいと思った」「私の手は誰かを傷つけるのではなく、誰かを助けるために使いたいと思った」「生きたいのに命を落としてしまった人の分まで精一杯生きたい」などの感想が寄せられ、児童・生徒の規範意識の向上や他者を思いやる気持ちの醸成につながりました。

自転車交通安全教室の開催

県警等では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を中学校 5 校、高校 6 校で開催し、事故の衝突の恐ろしさを実感してもらい、交通ルールを守ることを呼びかけるとともに、被害者支援室職員が交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図りました。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警の被害者支援室職員が、高知大学医学部及び高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促しました。

女性に対する人権侵害の現状について知るとともに、人権侵害事象の解消と女性の人権について学ぶ機会を提供するための講演会を実施

(こうち男女共同参画センター、こうち被害者支援センター共催)

テーマ：犯罪被害者支援講演会～「関係性の貧困」に生きる少女たち～

講師：仁藤^{にとう} 夢乃^{ゆめの} 氏

(女子高校生サポートセンターColabo 代表理事)

開催日：令和2年2月9日(日)

参加者：93人

(2) 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・高知県被害者支援連絡協力定例会
令和元年11月29日(金)
- ・ブロック別市町村担当者会
令和元年8月21日(水)、23日(金)、26日(月)、29日(木)
- ・東部地区(安芸市)及び西部地区(四万十市)における出張法律相談の会場提供(共催 年12回)
- ・性暴力被害者支援連絡会
令和元年7月17日(水)、9月5日(木)、11日(水)、18日(水)

性暴力被害者支援補助事業

性暴力の被害に遭われた方の経済的負担軽減のため、性暴力被害者サポートこうちが行う被害に伴う産婦人科医療に係る費用の助成事業等への補助を行いました。

講師派遣事業

- ・「犯罪被害者の人権」をテーマとした研修：12回
受講者数：196人

インターネットによる人権侵害

1 現状

インターネットを悪用した誹謗中傷^{ひぼう}や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。

また、全国的にソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service・SNS) における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」(SNSなどを通じて行われる嫌がらせ)、「リベンジポルノ」等も問題になっています。

2 課題

インターネットによる人権侵害の特徴としては、加害の容易性、匿名性、被害の急速な拡大、被害回復の困難さがあります。(特に被害の拡大する速さは他の人権侵害行為に見られない性質です。)

また、リベンジポルノのように、一旦インターネット上に画像や情報が載ってしまうと、完全に情報を削除することは不可能で、人権侵害の被害が長期に及ぶなど、影響は甚大です。

3 相談件数・対応件数

高知地方法務局が令和元年に取り扱ったインターネット上の人権侵犯情報に係る人権相談件数は26件で、平成30年に比べると57件減少しています。また、人権侵犯事件数は10件と平成30年に比べると、5件減少しています。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談 (1～12月：高知地方法務局)

単位：件

	27年	28年	29年	30年	元年
相談件数	24	48	27	83	26

インターネットを利用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	27年	28年	29年	30年	元年
人権侵犯件数	8	11	13	15	10

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・インターネット上でのプライバシーの侵害に関する書き込み
- ・インターネット上での名誉毀損、誹謗中傷

5 人権尊重への主な取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、インターネット上の情報の監視や関係機関での情報共有等を行いました。

（1）教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

ネット問題啓発資料づくり事業

ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、県教育委員会の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図りました。啓発用資料を2教材作成しました。

学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトやSNS等の定期検索

（中・高等学校：年7回、小・特別支援学校：年4回）

※緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24時間継続監視しています。

いじめ防止対策等総合推進事業

- ・地区別児童会・生徒会交流集会（5ブロックで開催）

対象者：県内小中・義務教育学校・県立学校の児童生徒の代表者

※各学校でのいじめやネットの問題の取組をもとに児童会・生徒会で交流するとともに、よりよい取組等について協議し、各校に持ち帰りました。

対象者：県内小中・義務教育学校・県立学校の児童生徒の代表者
936名（児童生徒617名、大人319名）

学校及びPTAへの人権教育研修への支援

70回

（２）啓発

講師派遣事業

「インターネットによる人権侵害」をテーマとした研修：5回
受講者数：174人

出前講座（こうち男女共同参画センター主催）

- ・「メディアリテラシー」3回開催
参加者：23人/29人/159人（計211人）
- ・「情報モラルについて」4回開催
参加者：54人/46人/62人/60人（計222人）
- ・「ネット時代の子育てについて」2回開催
参加者：29人/15人（計44人）
- ・「ネットと不登校の問題」
参加者：29人
- ・「インターネット等による危険性と人権侵害について」
参加者：31人
- ・「子どもたちのネット・ゲーム依存の現状を知る」
参加者：12人
- ・「SNSに関する理解を深める」
参加者：10人
- ・「ネットとの付き合い方について」
参加者：10人

災害と人権

1 現状

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成 20 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」※を制定しています。

現在、防災・減災に関するさまざまな施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や男女のニーズの違い等、男女双方の視点の留意などに関する取組をしています。

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

このほかにも、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりなどにも取り組んでおり、こうした施策が人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。

※ 平成 26 年 4 月条例一部改正により、現在は「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」と改められています。

2 課題

このようなハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

また、防災分野における女性の参画や女性リーダーの育成が課題となっており、県における平成 28 年度からの新たな「こうち男女共同参画プラン」においても、防災分野における男女共同参画の推進は、重点的に取り組むべき項目として示されています。

3 相談件数・対応件数

令和元年度に相談はありませんでした。

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、避難支援対策等の取組を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成 26 年 3 月)



福祉避難所運営訓練マニュアル
(平成 27 年 1 月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き (平成 25 年度作成)」の活用周知
- ・「要配慮者避難支援対策事業費補助金」の制定 (平成 27 年度から)

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット (5 か国語) ・ 携帯カード (6 か国語) ・ 高知市津波ハザードマップ (3 か国語) の配布



上段左から英語、中国語 (簡体字)、韓国語
下段左 インドネシア語、ベトナム語

福祉避難所の整備促進

- ・福祉避難所指定数
34市町村 224施設 9,951人分（令和2年3月末現在）
- ・「福祉避難所指定促進等事業費補助金」の制定（平成24年度から）
- ・「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成（平成26年度）

災害応急救助研修会の実施

委託先：日本赤十字社高知県支部

参加者：地域住民、自主防災組織運営関係者、行政職員、赤十字奉仕団

開催日、場所、参加人数

【1回目】令和2年2月11日（火）

安芸市 37人

【2回目】令和2年2月24日（月）

高知市 124人

合計 161人

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議：令和元年11月28日（木）
- ・各種研修会の開催
運営基礎研修：令和元年10月7日（月）
中核スタッフ研修：令和2年1月30日（木）
広域連携模擬訓練：令和2年2月15日（土）
ボランティアコーディネーター研修：令和元年5月14日（火）、15日（水）

避難所等における手話や要約筆記による情報保障ボランティア登録事業

- ・手話による情報保障ボランティア：110人登録
- ・要約筆記による情報保障ボランティア：93人登録

防災分野における男女共同参画の推進

（実施主体 こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

- ①立場によって異なる多様な被害の実態についての理解
- ②女性のみならず障害者や高齢者、また子どもたちといった災害時要配慮者を地域で守る視点からの女性の視点の重要性の認識
- ③地域における防災活動において、住民の半分を占める女性の参画の必要性の認識

※以上3点の啓発を目的として様々な取組を行いました。

ソーレ出前講座

テーマ：「災害時の食生活について」

参加者：121人

実施日：令和元年9月27日（金）

テーマ：「災害と人権」

参加者：52人

実施日：令和元年11月7日（金）

人材育成事業

女性防災プロジェクト

テーマ：「防災アドバイザー養成講座」全4回

参加者：20人/21人/27人/23人

防災啓発事業

テーマ：「楽しく学ぼう！～おいしいポリ袋クッキングと防災ミニ知識～」

参加者：25人

テーマ：「ママ・パパは家庭の“防災士”」

参加者：14人

避難支援対策等の取組

災害時や災害後の要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応を行うための避難支援対策の取組を推進しました。

人権啓発テレビの制作・放送

番組名：「心呼吸しよう」 高知さんさんテレビ

テーマ：「災害と人権」

放送日：令和2年1月19日（日）（再放送：令和2年2月8日（土））

講師派遣事業

「災害と人権」をテーマとした研修：11回

受講者数：281人

性的指向・性自認

1 現状

人の性的指向は様々で同性愛や両性愛などの人や、生物学的な性（体の性）と性の自己認識、いわゆる性自認（心の性）が一致しない人などは、企業等の調査によると、人口の約8%と算出されています。

こうした性的少数者の人が直面する問題に対して、地方自治体が同性パートナーの証明書を発行したり、企業や学校でも人権に配慮した取組を行うようになってきました。

2 課題

性的指向や性自認に対する周りの無理解や誤った認識により偏見の目で見られたり、不当な扱いをうけることがなくなるよう啓発等の取組を行っていく必要があります。

3 相談件数・対応件数

こうち男女共同参画センターでは、令和元年度に22件の相談対応を行いました。

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

人権啓発テレビの制作・放送

番組名：「心呼吸しよう」 高知さんさんテレビ

テーマ：「性的指向・性自認」

放送日：令和元年9月15日（日）（再放送：令和元年10月12日（土））

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「LGBT・・・自分のことを考える」

弁護士 ^{みなみ}南 ^{かずゆき}和行 氏

掲載日：令和元年10月22日（火）

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会「LGBTのこと そして人権～誰もが生きやすい社会へ～」

講師：南 ^{みなみ} 和行 ^{かずゆき} 氏（弁護士・なんもり法律事務所）

開催日：令和元年10月27日（日）

参加者：116人

講師派遣事業

「性的指向・性自認」をテーマとした研修：5回

受講者数：454人

こうち男女共同参画センター「ソーレ」による男女共同参画推進事業

ダイバーシティ推進講座

テーマ：「ひらく・ひもとく結婚制度

～LGBTという言葉の前からあった多様な生き方・家族の形～

講師：牧村 ^{まきむら} 朝子 ^{あさこ} 氏（文筆家）

開催日：令和元年10月27日（日）

参加者：30人

アイポイント協成会 令和元年 10月27日 開催

ひらく・ひもとく結婚制度

～LGBTという言葉の前からあった多様な生き方・家族の形～

日時 **10月27日** (日) 13:30～16:30

講師 **牧村 朝子** (文筆家)

場所 ソーレ5階 視聴覚室
定員 30名
受講料 無料
申込 10月6日(日) 9:00～
10月19日(木) 17:00止

氏名あり 必ず持ち込み、23時迄返却
○当日、講師の到着をお待ちになりましたら、サインをいれていただきます。

【申込・問い合わせ先】
こうち男女共同参画センター「ソーレ」
高年寄町4丁目 115番地
TEL 088-873-9100 (9:00～17:00)
※ 夜 2 号機内 夜間連絡係
HP <http://www.sole-center.com>

牧村朝子氏講座チラシ

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難性等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

2 課題

刑を終えて出所した人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、就職や住居の確保の際の偏見や差別意識の改善は極めて厳しい状況です。

3 相談件数・対応件数

令和元年度の地域生活定着支援センターでの依頼・相談件数は68件で、平成30年度より16件増加しています。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着支援センター）

単位：件

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
コーディネート	※特別調整	9	14	22	24	30
	※※一般調整	0	0	0	0	0
フォローアップ		2	5	11	14	21
相談支援		42	37	27	14	17
計		53	56	60	52	68

※特別調整とは退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行うこと

※※一般調整とは退所後の帰住予定地が確保されている者を対象に生活環境の調整を行うこと

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：（社福）高知県社会福祉協議会）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

<支援の内容>

- 1 福祉サービスのニーズ確認
- 2 受入先施設等のあっせん
- 3 福祉サービス等に係る申請支援
- 4 受入施設等への助言
- 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援

高知県再犯防止推進計画の策定（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）

犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するよう、国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、本県の実情に応じた再犯防止に関する施策を推進するための計画です。

地域生活定着支援研修会

テーマ：「地域で取り組む更生施設～その人らしく安心して地域で暮らすために～」

開催日：令和2年2月17日（月）

参加者：81人

Ⅱ ハラスメント問題など

1 現状

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。

高知労働局や高知県労働委員会への労働相談件数は、年々増加傾向にあり、ハラスメント問題は労働相談全般における、最も多くの割合を占めるものとなっています。

2 課題

各種ハラスメントの発生の原因や背景として、ハラスメント行為者に自身の言動や行為の内容について認識がないことや役割分担意識が依然として残っていること、妊娠や出産への理解がないこと等が挙げられます。

令和2年6月1日（中小企業においては令和4年4月1日）からは、事業主のパワーハラスメント防止に向けた相談体制の整備等が義務づけられました。今後、ますます個々の認識及び役割分担意識を変えていくなど、ハラスメント防止対策に取り組んでいくことが必要となります。

3 相談件数・対応件数

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	25年度	26年度	27年度
職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について	126 (90)	88 (60)	84 (60)
育児・介護休業等について	505 (100)	437 (133)	330 (73)

※（ ）内は、全相談件数のうち労働者からの相談件数
相談件数には、制度に対する問い合わせも含まれる

	28年度	29年度	30年度	元年度
いじめ、嫌がらせ	353	412	368	427
セクシュアルハラスメント	25	23	34	24
マタニティハラスメント	31	24	27	18

※平成28年度から相談件数の計上方法について変更があった

高知県労働委員会への相談件数

単位：件数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
セクハラ	7	3	7	6	5	9
パワハラ・嫌がらせ	119	85	95	84	123	133

※上記相談件数は、労働委員会に寄せられた職場の人間関係に関する相談件数

4 人権侵害の事例と対応

令和元年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

「ワークライフバランス推進事業」

仕事と家庭の両立の支援や女性の活躍・健康経営の推進など、誰もが働きやすく従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を県が幅広く認証し、支援する事業。

認証企業数：344社（令和2年3月末）。

人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座

講演会「企業と人権問題」

講師：日野^{ひの}清和^{きよかず}氏

（(株)日本アクセス人事部企業内講師担当）

開催日：令和元年9月4日（水）、令和2年2月5日（水）

参加者：181人

講師派遣事業

「ハラスメント」をテーマとした研修 派遣回数：45回

受講者数：4,699名

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般・同和問題・インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権全般に関すること ・ 同和問題に関すること ・ インターネットによる人権侵害に関すること 	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	高知県文化生活スポーツ部人権課	088-823-9804	
	高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	088-821-4932	
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

女性

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性が抱える様々な問題や配偶者などからの暴力に関すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00 は除く) 土日祝 9:00～20:00 (12:00～12:50、17:30～17:40 は除く) ※年末年始を除く 来所相談 平日 (要予約) 9:00～17:15 (受付は 16:30 まで) 法律相談 毎月第 2 水曜日 (要予約) 14:00～16:00

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性の様々な悩みや日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソール」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソール」	088-873-9100	毎月第1・3火曜、第4水曜(要予約) 18:00～20:00
職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話「レディースダイヤル110番」	088-873-0110	24時間受付
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (ナビダイヤル)	平日 8:30～17:15(時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

子ども

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-821-9909	電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） 来所相談（要予約） 月～金、第2土曜日（8月を除く）9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） Eメール相談 Kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く）
		0120-0-78310	24時間子ども SOS ダイヤル（無料）
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会「子どもの権利110番」	088-872-0324 （代表）	月～金 9:00～17:00（受付時間） （年末年始、祝日を除く、12:00～13:00を除く）
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること	高知県中央児童相談所	088-821-6700	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く） 虐待通告については24時間対応
	高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	088-872-0099	9:00～18:00（年末年始を除く）

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

高齢者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
高齢者福祉全般についての相談	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	088-875-0110	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) 法律相談 (予約制) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)
認知症についての相談	認知症コールセンター (公社) 認知症の人と家族の会 高知県支部	088-821-2818	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
地域の高齢者や家族から介護、保健、医療、福祉等に関する様々な相談	市町村の地域包括支援センター	(各市町村にお問い合わせください。)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

障害者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福) 高知県社会福祉協議会	088-844-9019	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関すること	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	088-850-7770	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	088-823-0600	月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	高知県地域福祉部障害保健支援課	088-823-9669	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	県内各福祉保健所		月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	安芸福祉保健所 (健康障害課)	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所 (健康障害課)	0887-53-3173	
	中央西福祉保健所 (健康障害課)	0889-22-1249	
須崎福祉保健所 (健康障害課)	0889-42-1875		
幡多福祉保健所 (健康障害課)	0880-34-5124		
高知市保健所健康増進課	088-803-8005		
高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378		

H I V感染者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズ患者・H I V感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	県内各福祉保健所		
	安芸福祉保健所（健康障害課）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課）	0887-52-4594	
	中央西福祉保健所（健康障害課）	0889-22-1240	
	須崎福祉保健所（健康障害課）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課）	0880-34-5120	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0577	
ハンセン病に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（難病担当）	088-823-9678	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）

外国人

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
外国人の人権・生活相談	高知県外国人生活相談センター	088-821-6440	月～土 9:00～17:00 （日曜・祝日・年末年始は除く）、 （対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等）
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	0570-090-911 （ナビダイヤル）	平日 9:00～17:00 （対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）

外国人と外国人を雇用する事業所からの相談	高知県外国人生活相談センター	088-821-6440	月～土 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始は除く)、 (対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等)
----------------------	----------------	--------------	--

犯罪被害者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
犯罪被害に関する事	高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課「犯罪被害者等支援相談窓口」	088-823-9340	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
	認定NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
	性暴力被害者サポートセンターこうち専用相談電話 CORAL CALL	0120-835-350 080-9833-3500	月～土 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
	高知地方検察庁「被害者ホットライン」	088-872-9190	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室「犯罪被害者ホットライン」	088-871-3110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	日本司法支援センター法テラス「犯罪被害者支援ダイヤル」	0570-079714 (ナビダイヤル)	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始除く)
	市町村の犯罪被害者等に対する総合的対応窓口	(各市町村にお問い合わせください。)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日除く)

災害と人権

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
------	-----	------	------

災害時の人権への配慮に関する研修などについて	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

性的指向・性自認

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
性的指向や性自認を理由とする様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関する事	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
性的指向や性自認を理由とする職場におけるハラスメント等に関する事	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)